

美しく風格ある景観の形成

目的：歴史・文化と新たな魅力が調和した美しく風格のある都市景観の形成

歴史・文化の継承と新たな魅力の創出により、美しく風格ある街並みを形成し、都市の魅力の向上を図る。

概要：東京都景観計画等に基づく景観誘導

- ・容積率の割増等を受ける大規模な建築物について、都市計画を定める前に事業者と事前協議を行い、街並みと調和した質の高い計画へ誘導
- ・地域のまちづくり団体が「ガイドライン」に基づき、主体的に、地域特性をいかした魅力的な景観づくりを推進

詳細：景観形成の取組事例

■ 専門家を交えた協議型の景観誘導

東京都景観計画に基準を定め、民間事業者と専門家（景観審議会）の協議により、良質なデザインを誘導



基準による景観誘導事例①

皇居を中心とするすり鉢状のスカイラインの形成



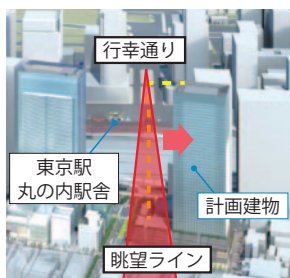
基準による景観誘導事例②

皇居のお堀沿いで歴史的に継承されてきた高さ約 31 m の軒線の連続性を確保



■ 首都東京を象徴する建築物の眺望保全（東京駅）

東京駅を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物の規模、色彩等を誘導



計画建物側から行幸通り方面を望む

↑ 行幸通りから望む東京駅

眺望地点（行幸通り）から見た際に、東京駅の背景に建築物が突出しないよう誘導



■ 地域主体の景観まちづくり（柴又地区）

地域のまちづくり団体が、建物のデザインや広告物の基準を定め、主体的に景観誘導を実施

袖看板：「和」を感じるデザイン 窓、バルコニー：縦格子

歴史的建造物（柴又帝釈天）の参道や沿道店舗を、和風の雰囲気につ景



エアコン室外機：目立たないように修景



電線地中化・街路灯改修看板を撤去



参道の舗装を石畳に改修

海面処分場における森づくり

目的：ごみと建設発生土で埋め立てられた土地を美しい森に生まれ変わらせる

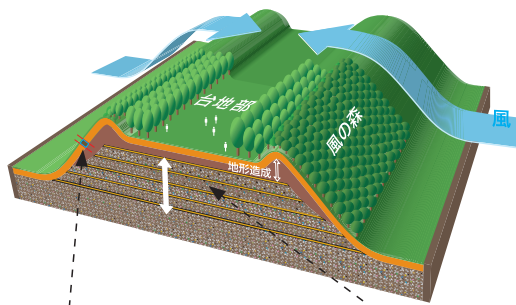
ごみの最終処分場として使われた埋立地において、都民や企業との協働により苗木づくりや土づくり、植樹活動、森の育成などを行い、ごみの山を緑の島に変え東京のシンボルとして後世に伝える取組を行っている。

概要

- 1) 資源循環型の森づくりに関する技術
- 2) 市民参加による森づくりのための技術

詳細

- 1) 剪定枝葉から堆肥をつくり、建設発生土に混合して土づくりを行うなど、リサイクルの視点を大切にした森づくり



植栽基盤

ゴミの山を森にするために、まず建設発生土を使って山などの地形を造成します。その上に、剪定枝葉堆肥、土壌改良材(※)、優良土、建設発生土を配合して厚さ1.5mの植栽基盤をつくります。

※パーライト、浄水場発生土など

植栽基盤断面図 (例：平成 23 年度)

堆肥による土づくり
厚さ 1.5m

マルチング堆肥	100%
植栽表層土	0.3m
建設発生土 (優良土)	80%
堆肥	20%
植栽基盤土	1.2m
建設発生土	70%
堆肥	20%
土壌改良材 (パーライト)	10%

サンドイッチ構造

ゴミ厚 3m

覆土厚 0.5m

整備の様子

- 白っぽい土 地形造成まで完了したところ
- 薄茶色の土 植栽表層土まで完了したところ
- 濃い茶色の土 堆肥でマルチングしたところ

- 2) 苗木づくりから植樹、森の育成までを、都民や企業との協働で実施 (ボランティアによる苗木づくり、企業や都民による植樹活動、募金による苗木調達等)



動物の飼育・繁殖による生物多様性保全への貢献

交流実績都市：モンゴル、モンレー（アメリカ）、バルセロナ（スペイン）、NSW州（オーストラリア）ほか

目的：生物多様性の保全（野生生物の保全）

動物を飼育し、繁殖させることで、生物多様性の保全に貢献する。

概要：動物園や水族館における様々な種類の動物の飼育・繁殖

都立の動物園・水族館では、各園の立地環境や特色等に応じた整備を行い、様々な動物を飼育するとともに、繁殖にも取り組み、魅力あふれる動物園や水族館の創出に取り組んでいる。

また、東京都と海外都市との間では、友好の証しや野生動物保全への協力として、飼育・繁殖技術の提供や、繁殖した動物の提供、交換、貸出を行っている。

詳細：都立4園における飼育・繁殖の取り組み

1. 恩賜上野動物園 繁殖賞数 143（動物園で最多）

- ・希少動物の飼育と繁殖（ジャイアントパンダ、ニシゴリラ、アイアイ（世界トップクラスの繁殖実績）など）
- ・両生は虫類の飼育
- ・生態を引き出す展示（ホッキョクグマの水中展示、ツキノワグマの冬眠展示（世界初））



2. 多摩動物公園 繁殖賞数 94

- ・群れ飼育の継続（キリン、チンパンジー、ライオン、モウコノウマ、オオカミなど）
- ・環境エンリッチメントの実践（チンパンジー、オランウータンなど）
- ・希少種の繁殖（ユキヒョウ、マレーバク、チーターなど）
- ・昆虫類の飼育（チョウの累代繁殖、グローワームの展示）
- ・「野生生物保全センター」における希少種保全（人工育雛技術、ニホンコウノトリ、トキなどの野生復帰への協力）、生物工学技術の蓄積（DNA解析、ホルモン分析など）



3. 井の頭自然文化園 繁殖賞数 27

- ・アムールヤマネコの人工繁殖
- ・ニホンリスの飼育・繁殖



4. 葛西臨海水族園 繁殖賞数 50（水族館で最多）

- ・クロマグロの飼育、水槽内産卵（世界初）
- ・フンボルトペンギンの飼育・繁殖



繁殖賞数：（公社）日本動物園水族館協会に加盟している動物園や水族館において、日本で初めて繁殖に成功した動物について表彰される賞の数（2014年現在）

日本の伝統的な園芸植物と文化財庭園の保存

交流実績都市：チリ共和国、エジプト・アラブ共和国（カイロ県）ほか

目的：植物や庭園を通じた伝統文化の保存と紹介

サクラやツバキなど日本の伝統的な園芸品種を保存・展示する。また、江戸の伝統文化を伝える日本庭園を保存・復元する。

概要：都立植物園および庭園における取組

都立植物園では、日本に古くから伝わる園芸品種を多く保存栽培しているほか、豊かな花と緑を楽しみながら植物に関する知識を得ることができるよう工夫をしている。文化財指定を受けている9か所の都立庭園では、庭園技術の継承を図りながら維持管理を行うとともに、史実に基づき建造物等の復元・修復を行い、庭園の価値を高め歴史的な文化遺産を次世代に伝える取組を行っている。

また、東京都と海外都市との間では、植物栽培技術や日本庭園の造営技術を通じ、植物園の発展や相互友好関係の構築を図っている。

詳細：保存の事例、海外との交流実績

○植物園の運営（神代植物公園）

- ・サクラ、ツバキ、ウメなどの伝統園芸品種をはじめ、約4,800種、10万本・株の植物を栽培
- ・植物の種類ごとに分けた栽培展示や、企画展・イベントなどにより植物の魅力を伝える
- ・植物多様性センターを設置し、絶滅危惧植物などの保護、普及啓発などを実施



サクラ（神代曙）



ばら園（世界バラ会連合
優秀庭園賞 受賞）



菊花展



植物多様性センター
学習園「奥多摩ゾーン」

○文化財庭園の保存（都立庭園）

- ・維持管理を通じて培われた庭園技術の継承
- ・御茶屋などの建造物等の復元・修復
- ・放鷹術や茶会など日本の文化を伝える催しの実施



浜離宮恩賜庭園
「燕の御茶屋」



浜離宮恩賜庭園
「東京大茶会」

○栽培・造園に関する海外との交流実績

①チリ国立植物園と都立神代植物園との技術協力

- ・日本庭園の造営における、技術支援や指導
- ・植物の相互受け入れと栽培技術の交換

②姉妹友好都市等での日本庭園造営の実績

- ・エジプト（カイロ）：「東京庭園」
- ・オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）：「カウラ日本庭園」

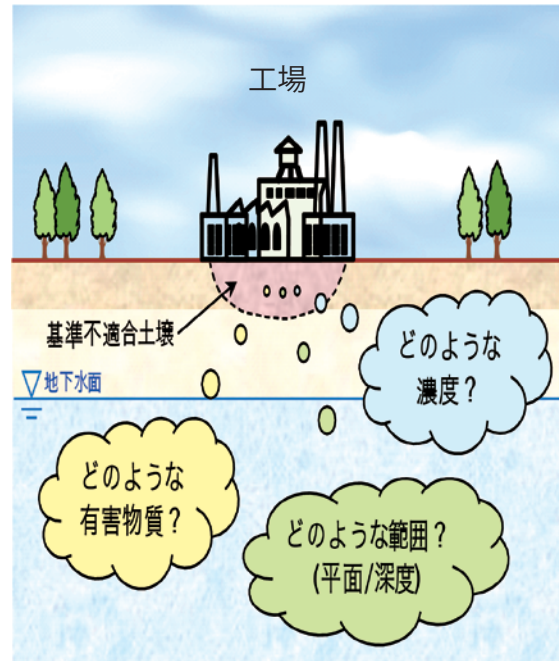


エジプト（カイロ）
「東京庭園」

土壌汚染対策に関するアドバイス

目的：都市再開発における土壌汚染による環境リスクの回避

都市の再開発が進む東京では、工場やガソリンスタンド等の事業場を廃止して、ビルやマンション、公園や市場建設が進んできた。その際、土壌汚染について調査し、地下水汚染、飛散防止、搬出先での環境汚染防止を図るため、防止策を講じている。



概要：土壌汚染対策の仕組み

汚染土壌による地下水汚染や直接摂取による健康リスクを防止するため、東京都は土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、有害物質を使用する工場等を廃止する者、又は、大規模な開発等の工事を行おうとする者に対して、揮発性有機化合物や重金属など 25 物質を対象とした土壌汚染状況調査や汚染土壌に対する措置の実施を指導している。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公有地におけるダイオキシン類汚染土壌対策を進めてきた。

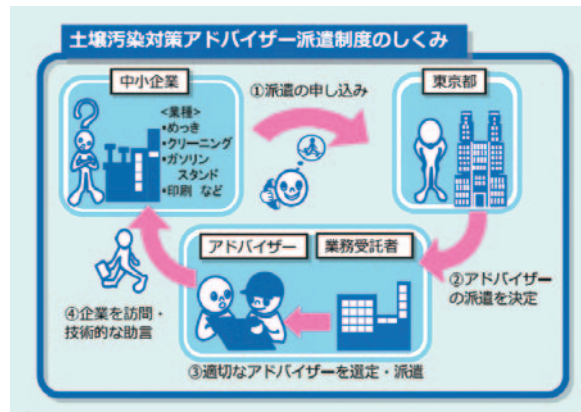
詳細：土壌汚染対策のノウハウ

東京都では、これまでの公共施設における対策実績、民間事業者が行う対策の届出・監視の実績から、土壌汚染防止対策に係る豊富なノウハウを有している。

- ・水銀汚染対策指導 1970 年代～
- ・六価クロム鉱さい汚染対策実施 1979 年～ 1 地域
- ・ダイオキシン類汚染対策実施 1999 年～ 3 地域
- ・ベンゼン等汚染対策実施 2012 年～ 食材卸売市場予定地
- ・重金属及び有機化合物等に係る土壌汚染調査・対策指導 2001 年～
法及び条例に基づく届出（2013 年度 2585 件）
- ・土壌汚染対策を行おうとする中小事業者への土壌汚染対策アドバイザー派遣制度 2012 年～



六価クロム鉱さい処理の完了後に公園として利用されている土地



土壌汚染対策アドバイザー派遣制度の手続き

地下水と地盤の変動データ蓄積技術

目的：地盤沈下から都民の生命と財産を守る

- ・東京では、産業の進展に伴う地下水の大量汲み上げにより、大規模な地盤沈下が生じたことで水害が発生し、都民の生命や財産が脅かされるようになった。
- ・地盤沈下は、長期にわたり徐々に進行する。このため、地下水位と地盤の変動を精密に計測し、データを継続的に蓄積することで、地盤沈下の状況を監視する。

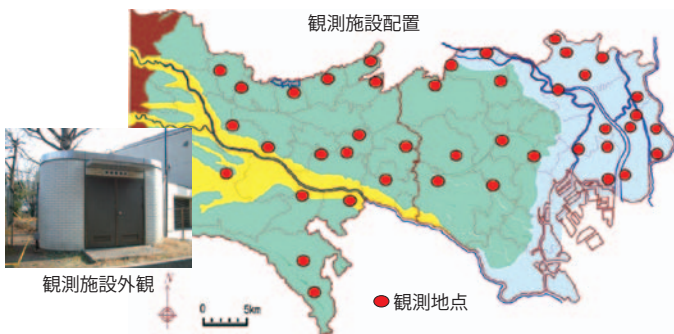
概要：地下水と地盤の変動データの観測と蓄積の手法

- ・全 104 本の井戸の地下水位を毎日観測し、その結果をテレメータシステムにより伝送し蓄積
- ・毎年、高さ精度 0.1mm の水準測量を約 700km 実施し、都内広域の地盤の変動データを蓄積
- ・今日までに、地下水位が約 60 年、地盤変動が約 120 年の長期にわたるデータを蓄積
- ・これらの情報は、揚水規制の参考情報として地下水の管理部門に報告、またインターネットや冊子等により一般に公開

詳細：地下水と地盤の変動データの観測・伝送・蓄積・公開の技術

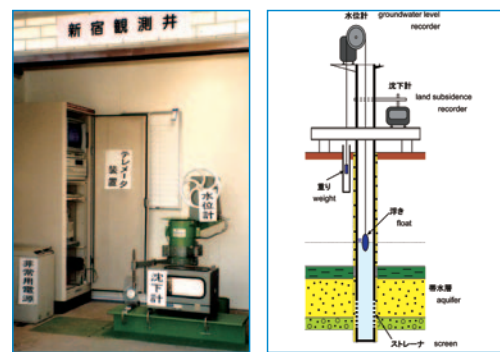
地盤沈下観測施設の配置

▼地盤沈下観測施設を都内 42 箇所（104 井）に設置



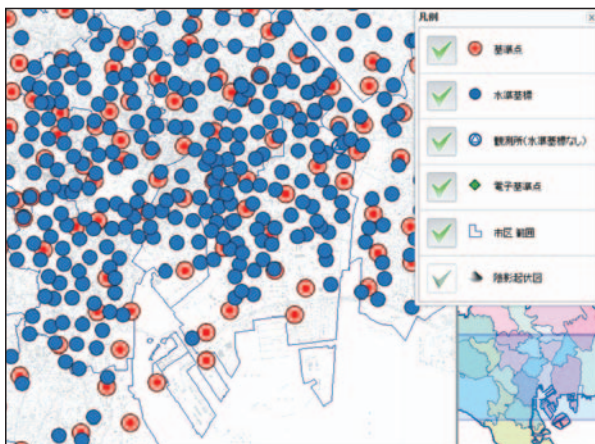
地下水観測のしくみ

▼地下水位はテレメータシステムで伝送



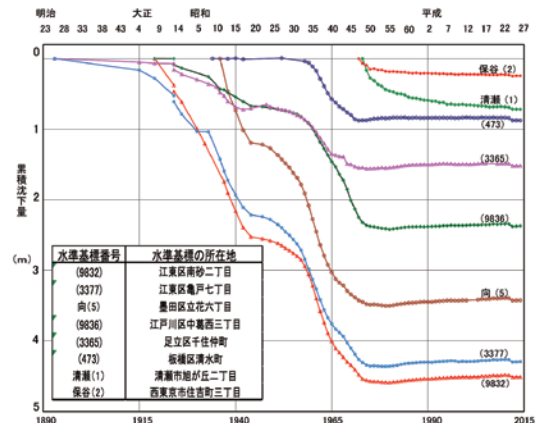
情報公開

▼毎年の水準測量結果はインターネットで一般公開



データの蓄積

▼水準測量、沈下量、地下水位等の情報を集約・蓄積し、地盤の変動量を把握



大規模事業所に対するキャップ・アンド・トレード制度

交流実績都市：アメリカ・フランス・ドイツ・中国・タイなど世界の諸都市及び国家政府等

目的：大規模事業所対策

大規模事業所に対する省エネ対策及び CO₂ 排出削減の推進

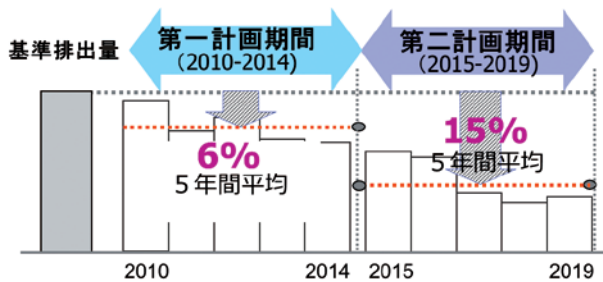
概要：世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度

温室効果ガス排出量の上限を定めて排出削減の確実な実施を担保するとともに、その過不足を取引によって移転又は獲得することを認める世界初の都市型キャップ&トレード制度。

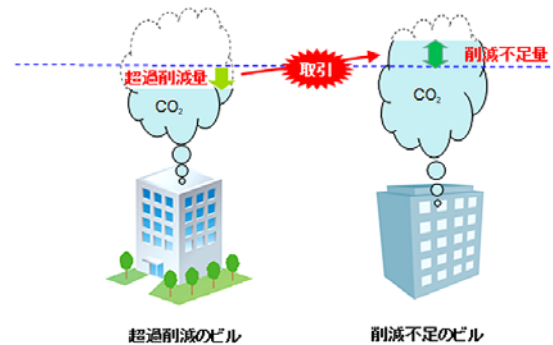
詳細：削減義務及び排出量取引

- 対象事業所：約 1,300 事業所（原油換算で年間 1,500kL 以上のエネルギーを使用する事業所）
- 計画期間：5年ごと（第1計画期間 2010～2014年度、第2計画期間 2015～2019年度）
- 削減義務内容：基準排出量 * ×削減義務率 ** ×5年間
 - * 基準排出量は、2002～2007年度までのいずれか連続する3か年平均
 - ** 削減義務率は、第1計画期間は6%（工場等）又は8%（オフィスビル等）。
第2計画期間は15%（工場等）又は17%（オフィスビル等）
- 義務履行手段：自らの事業所での削減対策の実施のほか、他の事業所の削減義務以上の削減（超過削減量）、再エネクレジット等の排出量取引による義務履行が可能
- 実行性の担保：削減義務未達成の場合、不足量を削減するよう措置命令（義務不足量×1.3倍の削減量）。命令違反の場合、違反事実の公表等、不足分に対する費用請求、その他の罰則が適用される。

＜削減義務のイメージ＞

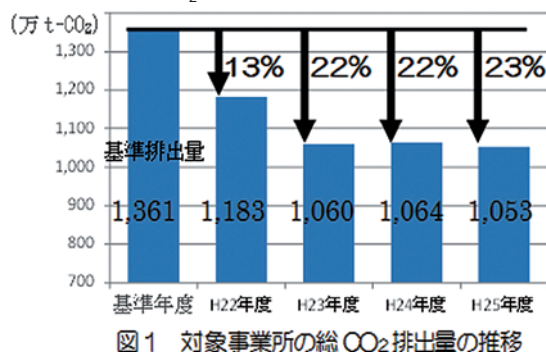


＜排出量取引のイメージ＞

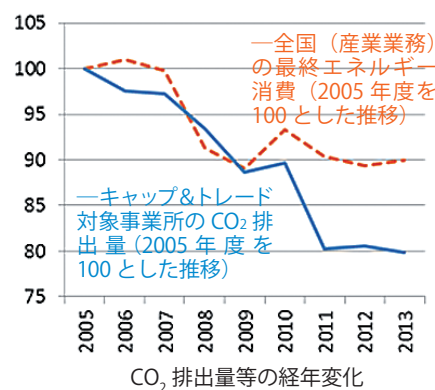


＜成果＞

2013年度、CO₂ 排出量▲23%削減を達成



全国と比べて、大幅かつ継続的に削減



中小規模事業所を対象とした地球温暖化対策報告書制度

交流実績都市：アメリカ・フランス・ドイツ・中国・タイなど世界の諸都市及び国家政府等

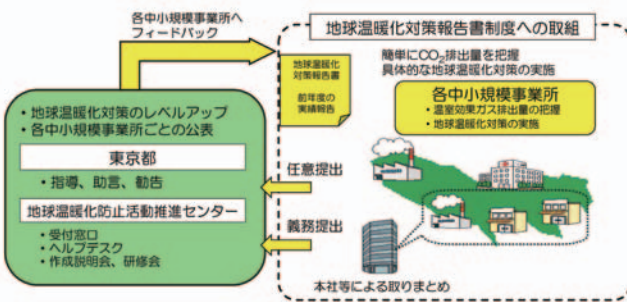
目的：中小事業所対策

中小規模事業所に対する省エネ対策等の気候変動対策の推進

概要：中小事業者の取組を促進

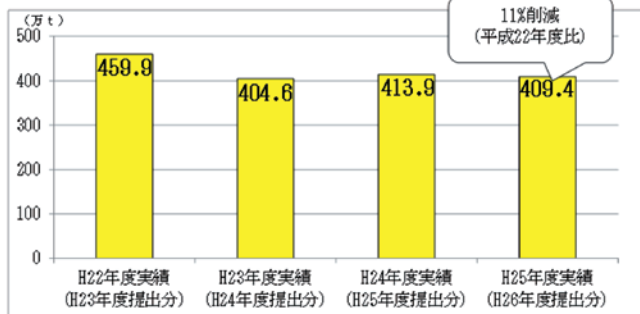
地球温暖化対策報告書の提出を通じ、CO₂ 排出量の把握や具体的な省エネルギー対策の実施を促進し、事業活動に伴う CO₂ 等の排出抑制を図る制度

詳細：制度概要及び成果



- 対象 都内の中小規模事業所（キャップ & トレード制度の対象事業所を除く）
- 内容 年間の温室効果ガス排出量、主要な削減対策等を記載
- 目的 温室効果ガス排出量の見える化と排出の削減に向けた着実な取組（キャップ&トレードにおける中小クレジット創出や省エネ促進減税は提出が前提）

成果



提出事業所の CO₂ 排出削減実績

- ・平均的な削減率は、2010年比約 11% で、過去 3 年同様の水準が継続
- ・都内 63 万事業所のうち毎年 3 万を超える事業所から報告書が提出

ベンチマーク区分：テナントビル(オフィス系、中規模)

レンジ	基準	CO ₂ 排出原単位(kg-CO ₂ /m ²)の範囲		割合
A4	55%以下	32.9	以下	6.0%
A3	55%超-70%以下	32.9	超 41.8 以下	10.1%
A2	70%超-85%以下	41.8	超 50.8 以下	17.0%
A1	85%超-100%以下	50.8	超 59.7 以下	23.1%
B2	100%超-115%以下	59.7	超 68.7 以下	19.0%
B1	115%超-150%以下	68.7	超 89.6 以下	16.1%
C	150%超	89.6	超	8.7%
		平均原単位	59.7	

低炭素ベンチマーク

- ・報告書のデータを基にビルの年間 CO₂ 排出量を延床面積で除した単位面積あたりの CO₂ 排出量 (kg-CO₂/m²)。
- ・業種別に 30 区分のカテゴリーに分け、それぞれ 7 段階に評価
- ・同種の平均的な水準との比較が可能



カーボンレポート制度

- ・低炭素ベンチマークを用いて、テナントビルの省エネの度合いを表示
- ・ビルの所有者が、テナントやテナント候補者に対して省エネ性能をアピールすることができる

新築建築物を対象とした建築物環境計画書制度

交流実績都市：アメリカ・フランス・ドイツ・中国・タイなど世界の諸都市及び国家政府等

目的：新築建築物対策

新築建築物の省エネ等の環境配慮の推進

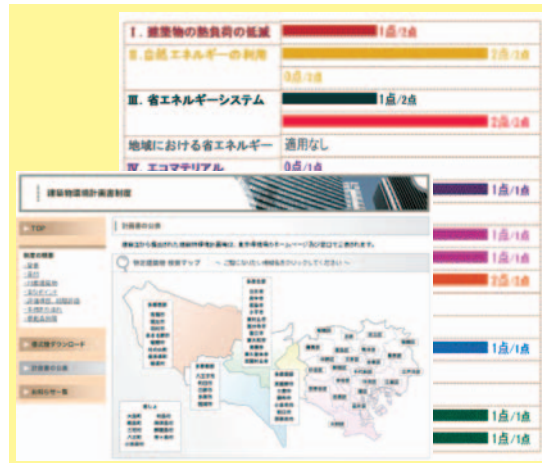
概要：建築主が策定する計画書を都が公表

建築主が大規模な建築物を新・改築する際に、環境配慮の取組を計画書として作成し、都が評価し公表する制度

詳細：制度概要及び成果

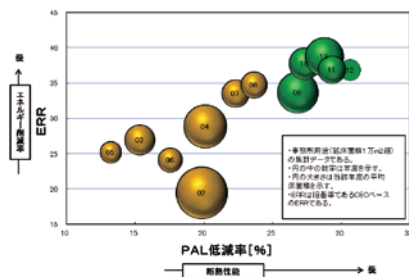
- 対象 延床面積 2,000㎡以上の新築建築物（5,000㎡超は提出が義務）
- 目的 環境性能の優れた建築物が評価される市場の形成
- 義務 建築主は、都の指針に基づき環境配慮の取組を計画し、環境計画書を作成・都に提出

評価項目	区分
エネルギー使用の合理化	建築物の熱負荷の低減
	再生可能エネルギー利用
	省エネルギーシステム
	効率的な運用のしくみ
資源の適正利用	エコマテリアル
	オゾン層保護等
	長寿命化
自然環境の保全	水循環
	緑化
ヒートアイランド対策の緩和	建築設備からの人口排熱対策
	敷地と建築物の被覆対策
	風環境への配慮



成果

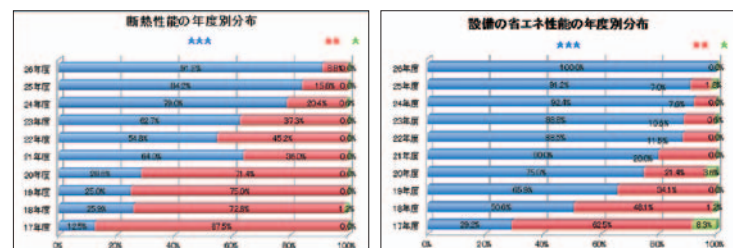
非住宅建築物



非住宅建築物では省エネが高まっている

- ・円内の数字は年度
- ・円の大きさは平均延床面積

住宅建築物



住宅建築物では省エネ性能、断熱性能ともに高まっている



マンション環境性能表示

建築主に販売広告等へのラベル表示を義務付け、購入・賃貸しようとする人へ環境性能を情報提供